

(13) 高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）運営事業について

介護保険制度導入に伴い、現在、特別養護老人ホームに入所している者のうち、要介護認定の結果、非該当又は要支援と認定された者については、生活の場を確保して、円滑に退所できるようにする必要がある。

このため、平成13年度予算（案）において、高齢者生活福祉センターの名称を新たに「生活支援ハウス」として、その位置づけを明確化するとともに、生活支援ハウスの運営に必要な経費を計上しているところである。

各都道府県においては、この趣旨を管下市町村に周知するとともに、特別養護老人ホーム退所者の受け皿対策として、引き続き、積極的に本事業に取り組むようご指導、ご助言をお願いしたい。

なお、平成13年度より、高所得者層（対象収入が200万円を超える階層）について、居住部門の利用者負担基準の改定を行うことを予定している。改定に当たっては、ケアハウスの本人からの事務費徴収額を参考として設定する方向で検討しているので、予め了知されたい。

(14) 在宅福祉サービスに係る国庫補助について

平成13年度における在宅福祉事業費等補助金の補助基準単価については、別表1のとおり交付要綱を改正する予定であるので了知されたい。また、介護予防・生活支援事業の市町村における事業についての参考単価を別表2に示したので、事業の実施にあたっては、個々の単価を参考として積極的に取り組まされたい。

(15) 敬老の日・老人保健福祉週間に関する事業について

ア 敬老の日・老人保健福祉週間（9月15日～21日）

本週間については、遡れば、昭和26年の「としよりの日」を起源とし、以来、広く国民的行事として実施されており、平成5年度には「敬老の日・老人保健福祉週間」と名称を変更し、更に充実が図られているところである。

本年においても、国民一人一人が高齢者の問題を身近なこととして理解し、家庭、

地域社会、職場、学校等あらゆる場面で適切に役割を果たしていくことを目的とし、高齢者の保健・福祉の向上及び社会参加等を図るための活動を進めていくものであり、各都道府県・指定都市・中核市においては、本週間の実施にあたり、関係団体とも協力して積極的な活動を展開する等、特段の御配慮をお願いします。

なお、本週間の実施要綱については、改めて通知する予定である。

イ 百歳長寿者に対する祝状及び記念品の贈呈及び調査方法の変更について

平成13年度においても、従来と同様、当該年度（4月1日から翌年3月31日までの間）内に百歳に到達する者であって、9月15日（敬老の日）現在において存命の者に対して祝状及び記念品の贈呈を行うこととしている。

また、例年、対象者の把握を本来年度で行うべきところを暦年で行っている例や調査漏れ、担当者の単純ミス等が多数見受けられるので、各都道府県・指定都市・中核市においては、間違いのない正確な調査報告を行うようお願いする。

なお、祝状及び記念品の伝達方法等については別途連絡する予定である。

さらに、百歳以上長寿者の調査方法については、別途通知することとしているが、年々、百歳以上長寿者の数が増すことに伴い、本調査の事務量が今後増大することが見込まれるため、平成13年度以降は、その事務量の軽減を図る観点から、これまでの事務処理方法を改め、厚生労働省で作成した表計算ソフト（EXCEL）のファイル様式を各都道府県・指定都市・中核市に送付し、調査結果を入力処理してもらう方法に変えることとする予定である。このことにより、初年度となる平成13年度においては、全百歳以上長寿者の入力が必要となり、特に大規模な市町村においては、事務量が増大することが想定されるので、この旨ご理解のうえご協力願いたい。（調査日程（案）別紙）

おって、3月末までに表計算ソフト（EXCEL）の様式をお示しすることとしている。

別表 1

平成13年度在宅福祉事業費補助金等補助基準単価（案）

事業名	基準単価（案）	補助率
在宅介護支援センター	<p>1. 基幹型在宅介護支援センター運営費</p> <p>(1) 通常型 1か所あたり 年額 14,985千円以内</p> <p>(2) 小規模型 1か所あたり 年額 9,678千円以内</p> <p>(3) ケアプラン作成指導事業加算 1か所あたり 年額 300千円※</p> <p>2. 地域型在宅介護支援センター運営費</p> <p>(1) 基本事業運営費 1か所あたり 年額 2,890千円以内</p> <p>(2) 実態把握加算 1件あたり 2,700円</p> <p>(3) 福祉用具展示・紹介事業加算 1か所あたり 年額 796千円以内</p> <p>(4) 介護予防サービス計画費加算 1件あたり 2,000円</p> <p>(5) 痴呆相談事業加算 1回あたり 30,000円</p> <p>(6) 住宅改修プラン・福祉用具購入プラン (意見書)作成加算 1件あたり 2,000円</p> <p>(7) 介護予防教室・転倒骨折予防教室加算 1回あたり 30,000円※</p> <p>(8) サービスマップ作成事業・適正契約普及事業加算 1か所あたり 年額 1,700千円※</p> <p>3. 初度設備費 1か所あたり 420千円以内</p> <p>(注) ※の加算については、別途、市町村から「介護予防・生活支援事業」又は「介護サービス適正実施指導事業」の委託を受け、その補助金を活用して実施。</p>	<p>2 / 3</p> <p>指定都市及び中核市の場合 1 / 2</p>

事業名	基準単価(案)	補助率
痴呆介護研修事業	厚生大臣が必要と認めた額	1/2
高齢者生活福祉センター	1. 利用人員5名以下の場合 1か所あたり 6,674千円以内 2. 利用人員6名から10名以下の場合 1か所あたり 8,595千円以内 3. 利用人員11名以上の場合 1か所あたり 13,610千円以内	2/3 指定都市 及び中核 市の場合 1/2
身体拘束廃止推進事業	1都道府県あたり 2,201千円以内	1/2
介護サービス適正実施指導事業	厚生大臣が必要と認めた額	2/3 都道府 県、指定 都市及び 中核市の 場 合 1/2
やむをえない措置	厚生大臣が必要と認めた額	1/2
高齢者ITケアネットワーク支援事業	1都道府県あたり 20,600千円以内	1/2

事業名	基準単価(案)	補助率																
介護予防・生活支援事業 (市町村事業分)	<p>1 一般事業分 次表に掲げる額を限度とする。 (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="555 591 1171 1279"> <thead> <tr> <th>管内65歳以上人口</th> <th>限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000人未満</td> <td>19,500</td> </tr> <tr> <td>1,000人以上 2,500人未満</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>2,500人以上 5,000人未満</td> <td>36,000</td> </tr> <tr> <td>5,000人以上 10,000人未満</td> <td>53,400</td> </tr> <tr> <td>10,000人以上 25,000人未満</td> <td>95,600</td> </tr> <tr> <td>25,000人以上 50,000人未満</td> <td>201,000</td> </tr> <tr> <td>50,000人以上</td> <td>304,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 健やかで活力あるまちづくり基本計画策定・普及啓発事業分 1か所あたり 9,000千円以内</p> <p>3 特別加算分 厚生大臣が特に必要と認めた額</p>	管内65歳以上人口	限度額	1,000人未満	19,500	1,000人以上 2,500人未満	23,000	2,500人以上 5,000人未満	36,000	5,000人以上 10,000人未満	53,400	10,000人以上 25,000人未満	95,600	25,000人以上 50,000人未満	201,000	50,000人以上	304,000	<p>2 / 3</p> <p>指定都市及び中核市の場合 1 / 2</p>
管内65歳以上人口	限度額																	
1,000人未満	19,500																	
1,000人以上 2,500人未満	23,000																	
2,500人以上 5,000人未満	36,000																	
5,000人以上 10,000人未満	53,400																	
10,000人以上 25,000人未満	95,600																	
25,000人以上 50,000人未満	201,000																	
50,000人以上	304,000																	

※ なお、市町村限度額については、各市町村における事業の進捗状況等を踏まえ、今後の変動があり得るものである。

別表2

介護予防・生活支援事業参考単価等

事業名	参考単価等
配食サービス事業	650円(1食)
外出支援サービス事業	5,000円(1人・1回)
寝具等洗濯乾燥消毒サービス事業 ・寝具乾燥消毒 ・寝具乾燥消毒+汚れ落とし ・寝具水洗い ・衣類洗濯サービス	2,200円(1組) 4,200円(1組) 10,000円(1組) 800円(1回)
高齢者共同生活(グループリビング)支援事業 ① プログラム作成やボランティア連携等を行う管理者に対する経費(継続的経費) ② 初度設備費(初年度のみ経費)	2,000千円 2,000千円
軽度生活援助事業	800円(1時間あたり)
住宅改修指導事業 ・リフォームヘルパー活動 ・意見書作成	訪問介護(身体介護)介護報酬並み 2,000円(1件あたり)
訪問理美容サービス事業	通常の理美容代以外の移動や設備等訪問事業として必要となる経費
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	各自治体の実態に応じた経費
高齢者生きがい活動支援通所事業 (生きがい対応型デイサービス事業)	2,000円 ~3,000円(1人あたり)
介護予防事業 ○転倒予防、痴呆予防・介護、IADL訓練等教室の開催 ・(既存施設利用型等の)グループホーム、デイサービスセンターの初度設備費 ○地域住民グループ支援事業 ○高齢者食生活改善事業 ○生活習慣改善事業	30,000円(1日あたり) 500万円(1回限り) } 各自治体の実態に応じた経費
生活管理指導事業 ①生活管理指導員派遣事業 ②生活管理指導短期宿泊事業	訪問介護(身体介護)介護報酬並み 3,810円(1人あたり・1日)
寝たきり予防対策普及啓発事業	各自治体の実態に応じた経費
緊急通報体制等整備事業	各自治体の実態に応じた経費
⑨ 成年後見制度利用支援事業 ・広報普及活動経費 ・申し立て経費(登記手数料、鑑定費用) ・後見人等の報酬	各自治体の実態に応じた経費 5~10万円 28,000円/月(在宅) 18,000円/月(施設)

(注) これらはいくまでも参考単価であり、地域の実情に応じて弾力的に単価設定することを妨げるものではない。

平成13年度百歳以上長寿者調査日程(案)

月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
作業主体							(第1週)
厚生労働省	調査票(FD様式)送付		FD取りまとめ、集計表(全国版)作成、 旧字体(外字)作成及び高齢者名簿作成		旧字体(外字)修正及び高齢者名簿修正	旧字体(外字)修正及び高齢者名簿修正	
都道府県 指定都市 中核市			FD様式入力・旧字体(外字)一覧表作成(※)		子エツク依頼	最終子エツク依頼	
					修正・追加 -削除	修正・追加 -削除	
					子エツク依頼	最終子エツク依頼	
						8/23 異動報告	9/1 異動報告
							最終子エツク
							名簿完成

※旧字体(外字)については、最終的には厚生労働省で作成するため、各都道府県・指定都市・中核市においては、手書きで一覽表を作成する。